

平成27年12月17日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、20都道府県の53人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。11月19日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 20都道府県53人

(北海道3、青森県1、山形県1、茨城県3、埼玉県2、千葉県1、東京都8、神奈川県9、富山県1、山梨県1、滋賀県1、京都府3、大阪府6、兵庫県3、和歌山県2、広島県3、香川県1、愛媛県1、福岡県2、沖縄県1)

数字は人数

※ 予告は平成27年11月19日までに実施済み